

[法8条の3第2項(公表), 第8条の4(閲覧用記録簿)]

一般廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却施設]

令和元年度

処分した一般廃棄物の種類及び数量[規4条の5の2第1号イ, 規4条の7第1号イ]

種類	(単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般廃棄物(可燃ごみ)	(t/月)	6,026	6,424	5,878	6,746	6,594	6,267	6,405	5,697	5,519	5,291	4,494	5,753	71,094
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													
	( /月)													

・焼成ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置(連続測定記録)[規4条の5の2第1号ロ, 規4条の7第1号ロ]  
(固形燃料を受け入れる場合は別途記録すること)

測定位置	燃焼ガス温度 集塵器流入ガス温度 排ガス中一酸化炭素濃度 焼成炉内温度 ※3
測定結果が得られた日	別紙1の通り ※1
測定結果	(連続測定記録についてはインターネットで公表することが難しいため, 資料を現地施設に取り揃えてあります。) ※2

・ばいじんの除去の実施状況[規4条の5の2第1号ハ, 規4条の7第1号ハ]

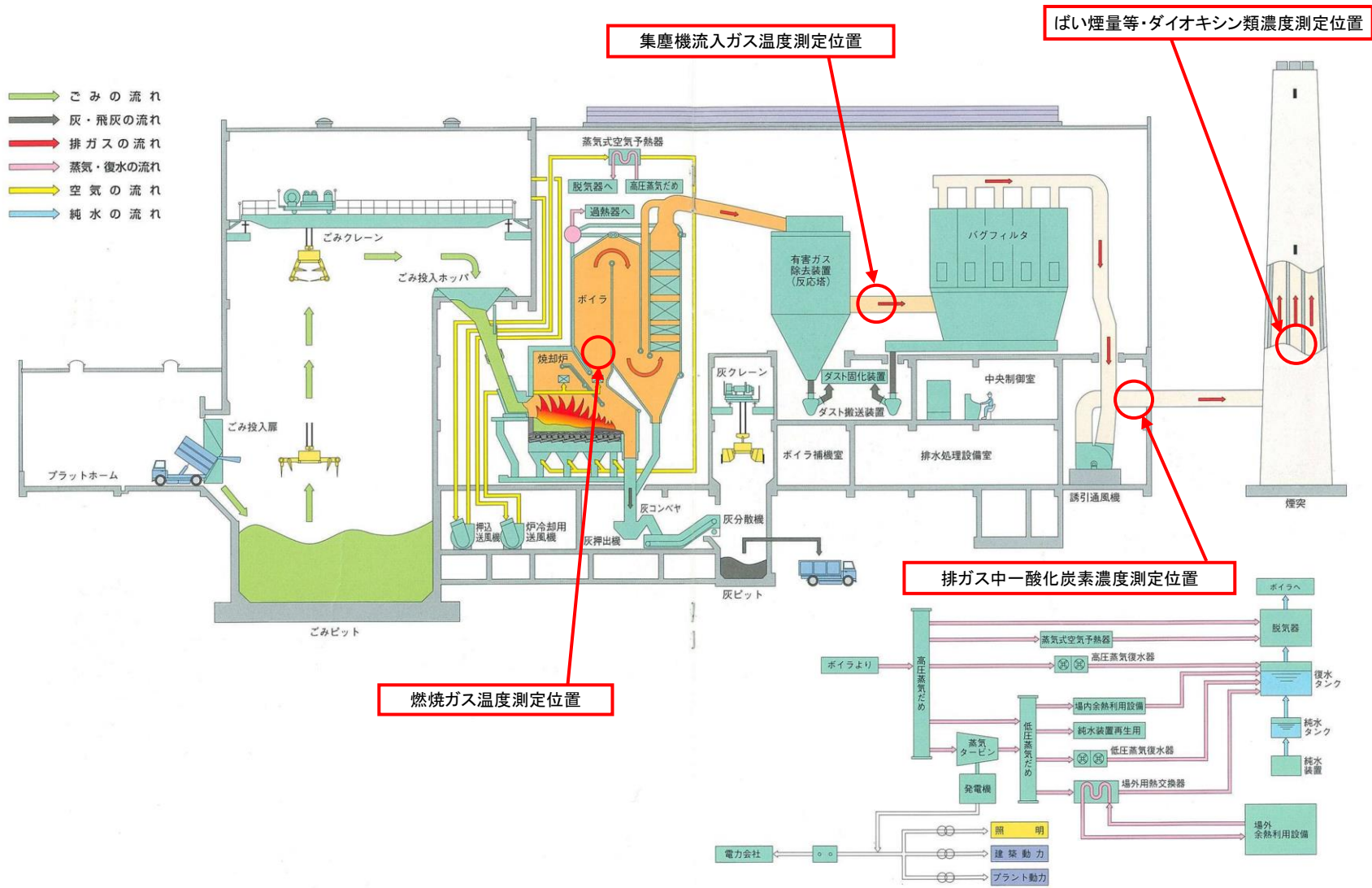
をば 行い っじ たん の 月 日 除 去	冷却設備	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-
	排ガス処理設備	連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続	-
														-
														-

・排ガスの分析結果(6月に1回以上又は1年に1回以上)[規4条の5の2第1号ニ, 規4条の7第1号ニ]

測定頻度	6月に1回以上	1年に1回以上		
採取位置	別紙1の通り ※1	1号炉煙突 (別紙1参照)	2号炉煙突 (別紙1参照)	3号炉煙突 (別紙1参照)
採取した年月日	別紙2の通り	令和1年5月14日	令和1年9月9日	令和1年7月12日
測定結果が得られた日		令和1年6月13日	令和1年10月9日	令和1年8月5日
※測定結果		0.0018	0.0010	0.0011
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )				
硫酸化物				
ばいじん	別紙2の通り			
塩化水素				
窒素酸化物				

※1 焼却施設のフロー図に明記すること。  
※2 連続記録紙を添付すること。  
※3 焼成を行う場合に記載すること。  
※4 計量証明書を添付してもよい。  
※5 単位を記入すること。

盛岡市クリーンセンター 焼却施設フロー図



別紙-2

令和元年度 ばい煙量等測定結果

項目	単位	計量証明の結果												排出基準値 ※1
		5月14日	5月14日	7月12日	7月11日	9月9日	9月9日	11月26日	11月25日	1月23日	1月22日	3月13日	3月12日	
採取月日		5月14日	5月14日	7月12日	7月11日	9月9日	9月9日	11月26日	11月25日	1月23日	1月22日	3月13日	3月12日	
測定結果が 得られた日		6月13日	6月13日	7月30日	7月30日	10月9日	10月9日	12月11日	12月11日	2月10日	2月10日	3月27日	3月27日	
号 炉		1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
ばいじん濃度	g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.0013	0.0010	0.0011	0.0005	0.0004未満	0.0004未満	0.0004	0.0013	0.0009	0.0005	0.0003未満	0.0005	0.08
硫黄酸化物排出量	m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	0.09 (150)		0.07未満 (147)		0.06未満 (140)		0.05未満 (140)		0.06未満 (150)		0.06未満 (150)		各( )内の値
窒素酸化物濃度	v/v ppm	38		36		36		39		54		36		250
塩化水素濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	10		10未満		10未満		50		10未満		10		700

※1 排出基準値は大気汚染防止法に定める基準値